

別海町農業委員会議事録

(令和4年9月29日)

○開催日時 令和4年9月29日(木)
午前10時00分から午前11時00分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（22名）

会 長 27番 小野 榮 一
会長職務代理者 26番 信 夫 重 勝

1番	及川 哲 夫	2番	山 崎	茂
4番	市川 義 晴	6番	藤 田	義
7番	中洞 薫	8番	加 藤	純
9番	嶋山 友 子	10番	大 内	光
11番	芳賀 均	12番	中 村	男
14番	羽石 健 一	15番	加 藤	広
16番	内藤 宏 幸	17番	阿 部	浩
18番	藤井 良 実	19番	木 幡	誠
21番	山 田 良 雄	22番	押 田	賢 二
23番	林 武 雄	24番	伊 藤 賢 一	吉

○欠席委員（4名）

5番	石 毛 剛	13番	小 島 敏
20番	浦 山 宏 一	25番	竹 花 新 吉

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	内 山 宏
総務担当 主幹	椛 木 直 人
農地調整担当 主査	山 下 真 弘
農地調整担当 主任	志 渡 正 勝
農地調整担当 主任	川 原 浩 貴
農地調整担当 主事	齊 藤 一 真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

4番	市川 義 晴	6番	藤 田 浩 義
----	--------	----	---------

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 4 番 市 川 義 晴 ⑩

議席 6 番 藤 田 浩 義 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告6件、議案6件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第28回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は22名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては5番石毛委員、13番小島委員、20番浦山委員、25番竹花委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。4番市川委員、6番藤田委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（小野会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で7件ございます。1号及び2号は農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第2号で提案し御審議していただく予定です。3号から4号につきましては、本年8月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びと

なったものです。今後の取り扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定です。5号から7号については農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について一時貸付けを行う内容です。旧所有者については[]さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]
[]一[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]
[]番[]号、[]外[]名。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、不成立。

次号から4号までのあっせん候補者については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、あっせん対象地、[]一[]外[]筆、計[]
[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、[]一[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]
[]円。

第4号、あっせん対象地、[]一[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]
[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]一[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]
[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]一[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で、年額[]
[]円。

第7号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]一[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で、年額[]
[]円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号及び2号は不成立案件ですので事務局説明とさせていただきます。それでは3号から7号までの成立案件につきまして委員の説明を求めます。3号につきましては15番加藤和広

委員、4号につきましては26番信夫代理、5号から7号につきましては11番芳賀委員。それでは3号を加藤和広委員お願いします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。[]さんの休農により北海道農業公社が買い受ける案件で、5年後の取得に向けて借り受ける農家も決まっていますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を信夫代理お願いします。

○26番 信夫代理

はい、説明いたします。[]さんですが、この春に搾乳中止されまして、70歳を過ぎるまで頑張っていた方です。また、売買に関して放牧地の牧柵や立ち木を[]さんが次に使う人のためにときれいにしてくれたことも申し添えます。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、5号から7号を芳賀委員お願いします。

○11番 芳賀委員

はい、一括で説明いたします。[]さんの離農に伴い、近隣3軒が農地を取得するという方向で進めております。今回、その取得希望者3軒が北海道農業公社からの利用権の設定を受けるものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は1件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、 番地の 、
 。あっせん対象地、 — 外 筆、
計 ㎡。農地の所有者、 番地の 、 。
あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、
売買で、 円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。15番加藤和広委員お願いします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。先程の さんの土地で北海道農業公社が買入できなかったところを、一般あっせんで が買い取ることになりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年7月29日開催の第26回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります8月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年7月29日開催の第26回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の

○1番 及川委員

はい、説明いたします。9月15日に山田委員長、伊藤委員、事務局で見てまいりました。きれいに整地してあり、良好だと思います。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を伊藤委員お願いします。

○24番 伊藤委員

はい。同じく、9月15日に山田委員長、及川委員、私と事務局で確認してまいりました。計画どおりに実施されており、完了後はきれいに整地してありましたので問題なしと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は17件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、 番地の 、 。借人、
 番地の 、 。解約する土地、 — 外 筆、計
 m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年4月1日から令和13年3月31日まで。合意解約成立の日、令和4年9月7日。土地の引渡しの時期、令和4年9月8日。解約の理由、合意解約。

第2号、貸人、 番地の 、 。借人、
 番地の 、 。解約する土地、 — 外
 筆、計 m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年6月1日から令和8年5月31日まで。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。解約の理由、合意解約。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は2件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1号から2号まで同様の内容となっておりますので、一括でご説明させていただきます。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和4年9月15日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、 — 、 ㎡の内 ㎡。契約内容、使用貸借。目的、砂、土採取。計画内容、砂外採取量、 ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、 番地の 、 。転用者氏名、 番地、 。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。 さんのところですが、今朝の農業新聞に出ていたデントコーン畑の隣の畑で6月総会で完了届の出された土地の続きになり特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第5号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本案は全部で10件ございます。内訳は所有権の移転が5件、利用権の設定が5件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、 — 外7筆、計 m²。所有権の移転をする者、 番地の 、 。所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和4年9月30日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和4年11月14日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第5号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、 番地の 、 。所有権の移転内容、利用目的、同上。対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第3号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、 番地の 、 。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。対価の支払い期限、令和4年11月30日。

第4号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、[redacted]円。対価の支払い期限、令和5年3月31日。調整委員、大内委員、木幡委員。

第5号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] - [redacted]、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[redacted]円。対価の支払い期限、同上。調整委員、同上。

続いて、利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年9月30日。終期、令和9年7月31日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第3号までの利用権の設定をする者、次号から5号までの利用権の種類、始期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和9年7月31日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。

第3号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、同上。

第4号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和8年5月31日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払い方法、毎年12月20日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、林委員、藤井委員。

第5号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted] - [redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]

番地の、。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和13年3月31日。借賃、年間円。借賃の支払い方法、毎年10月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、加藤和広委員、石毛委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号から第3号と利用権の設定の第1号から第3号につきましては報告第1号、第2号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の4号及び5号につきましては19番木幡委員。利用権の設定の4号につきましては18番藤井委員。5号につきましては15番加藤和広委員。

それでは、所有権の移転の4号及び5号につきまして19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

それでは説明いたします。4号、5号はさんの離農に伴う案件ですので一緒に説明したいと思います。それぞれさん、さんと売買した案件ですのでよろしくをお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権の設定の4号につきまして18番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

ご説明いたします。議案第1号に出ておりましたさんとさんの合意解約により、さんが引き続きさんから賃借する案件です。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして、5号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明します。の土地ですがさんと解約した後、さんが借りることになりましたのでよろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。今月は5件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、願出人、 番地、 外 名。土地の表示、 — 、面積 ㎡。利用状況、雑種地。

第2号、願出人、 番地の 、 。土地の表示、 — 外 筆、面積 ㎡。利用状況、雑種地。

第3号、願出人、 番地の 、 。土地の表示、 — 外 筆、面積 ㎡。利用状況、雑種地。

第4号、願出人、 番地の 、 。土地の表示、 — 外 筆、面積 ㎡。利用状況、雑種地。

第5号、願出人、 番地、 。土地の表示、 — 、面積 ㎡。利用状況、雑種地。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては21番山田委員。2号から5号につきましては1番及川委員。それでは1号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明します。9月15日に見てまいりました。 さんはJAのスタンド近くにあるコンビニエンスストアの社長で外 人は兄弟です。この場所は の東側にある住宅地の真ん中にある雑種地で特に問題ないものと判断しています。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

続きまして、2号から5号につきまして1番及川委員お願いいたします。

○1番 及川委員

はい、2号の さんの土地ですが木も生えていて雑種地と見てまいりました。3号の さんの土地ですが、これも同じく木が生えていて雑種地として見てまいりました。4号の 番地の方ですが林になっていましたので原野として見てまいりました。 番地 と5

号の 番地 は住宅地の真ん中において雑種地として見てまいりました。
よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第28回総会を閉会します。